

# 役員等報酬規程

## 社会福祉法人福岡ケアサービス役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福岡ケアサービス(以下「当法人」という。)定款の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 継続かつ定期的に就業する役員等には、報酬、賞与及び退職慰労金を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬及び退職慰労金を支給することとし、賞与は支給しない。
- (3) 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者には役員等の報酬を支給しない。

2 役員等に対する退職慰労金は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

### (継続かつ定期的に就業する役員等の報酬等の算定方法)

第3条 継続かつ定期的に就業する役員等に対する報酬等の額は次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬、賞与については職務内容、能力、経験等により判断し、別表1に定める報酬額表で評議員会において決定した額
- (2) 退職慰労金については、別表2に定める算式により算出される額

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表3に定める額
- (2) 退職慰労金については、別表4に定める算式により算出される額

### (功労加算)

第5条 特に功績顕著と認められる役員等に対しては、第3条及び第4条により算出された退職慰労金の金額にその30%を超えない額を限度として加算することができる。

### (特別減額)

第6条 退職役員等のうち、在任中に特に大きな損害を当法人に与えたものに対しては第3条及び第4条により計算した金額を減額、または支給しないことができる。

(生命保険契約の締結)

第 7 条当法人は退職慰労金の支払いに際し、一時的な資金負担を軽減するため、経年的、計画的な積立を実施するとともに生命保険会社と常勤役員等を被保険者とする生命保険契約を締結する。

2 常勤役員等が退職したときは退職慰労金の全部または一部として、この保険契約上の名義を退職理事に変更の上、保険証券を交付することがある。この場合、保険契約の評価額は解約返戻金相当額とする。

3 新任の常勤役員等については、就任後速やかに加入手続きをするものとする。

(報酬等の支給方法)

第 8 条継続かつ定期的に就業する役員等の報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

( 1 )報酬については、毎月 15 日とする。ただし、当日が休日の場合は、前日に繰り上げ支給する。

( 2 )退職慰労金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後 3 ヶ月以内に支給する。

2 非常勤役員に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の額の日割計算)

第 9 条新たに継続かつ定期的に就業する役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 月の途中において就任し、又は退任した場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

3 第 2 項の規定にかかわらず、役員が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第 1 0 条当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 1 1 条この規程の改廃は、社会福祉法人福岡ケアサービス評議員会の決議を経なければならない。

附則

平成13年4月1日制定の「役員弁償規程」は、平成29年定時評議員会の終結時に廃止する。

第2条(3)について令和6年度定時評議員会の終結時に追記する。

2 本規程は平成29年6月15日実施の定時評議員会終結時より施行する。

3 本規程は平成30年6月14日実施の定時評議員会終結時より改定施行する。

4 本規定は令和6年6月25日実施の定時評議員会終結時より改定施行する。

別表 1

役員等報酬表

号俸	支給基準額
1号俸	月額 50,000円
2号俸	月額 100,000円
3号俸	月額 150,000円
4号俸	月額 200,000円
5号俸	月額 250,000円
6号俸	月額 300,000円
7号俸	月額 350,000円
8号俸	月額 400,000円
9号俸	月額 450,000円
10号俸	月額 500,000円
11号俸	月額 550,000円
12号俸	月額 600,000円
13号俸	月額 650,000円
14号俸	月額 700,000円
15号俸	月額 750,000円
16号俸	月額 800,000円
17号俸	月額 850,000円
18号俸	月額 900,000円
19号俸	月額 950,000円
20号俸	月額 1,000,000円
21号俸	月額 1,050,000円
22号俸	月額 1,100,000円
23号俸	月額 1,150,000円
24号俸	月額 1,200,000円
25号俸	月額 1,250,000円
26号俸	月額 1,300,000円
27号俸	月額 1,350,000円
28号俸	月額 1,400,000円
29号俸	月額 1,450,000円
30号俸	月額 1,500,000円

<算定基準>

理事、常務理事（報酬かつ定期的に就任する役員）

月額報酬 在任年数 5年未満8号俸以内 5～10年10号俸以内 11～15年12号俸以内 16～20年14号俸以内 21年以上16号俸以内

賞与 7月賞与 勤続期間 5年未満（報酬月額×1ヶ月分） 5～10年（報酬月額×1.5ヶ月分） 11～15年（報酬月額×2ヶ月分） 16年以上（報酬月額×2.5ヶ月分）

12月賞与 勤続期間 5年未満（報酬月額×1ヶ月分） 5～10年（報酬月額×1.5ヶ月分） 11～15年（報酬月額×2ヶ月分） 16年以上（報酬月額×2.5ヶ月分）

理事長（報酬かつ定期的に就任する役員）

月額報酬 在任年数 5年未満14号俸以内 5～10年18号俸以内 11～15年22号俸以内 16～20年26号俸以内 21年以上30号俸以内

賞与 7月賞与 勤続期間 5年未満（報酬月額×1.5ヶ月分） 5～10年（報酬月額×2ヶ月分） 11～15年（報酬月額×2.5ヶ月分） 16年以上（報酬月額×3ヶ月分）

12月賞与 勤続期間 5年未満（報酬月額×1.5ヶ月分） 5～10年（報酬月額×2ヶ月分） 11～15年（報酬月額×2.5ヶ月分） 16年以上（報酬月額×3ヶ月分）

※上記の範囲内で評議員会の決議により決定する。

## 別表2

(役員等の退職慰労金算定式)

理事長

退職時報酬月額×役員在任通算年数×役位別倍率(3.0)

常務理事及び業務執行理事

退職時報酬月額×役員在任通算年数×役位別倍率(2.0)

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割り、1か月未満は1か月に切り上げる。

また、在任年数は継続かつ定期的に就業する役員としての実務年数とする。

## 別表3

(非常勤役員等の報酬)

(1)評議員

	日額
評議員会等への出席	6,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	6,000円

(2)理事

	日額
理事会等会議への出席	6,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	6,000円

(3)監事

	日額
理事会、評議員会、監事監査等への出席	6,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	6,000円

## 別表4

(非常勤役員等の退職慰労金算定式)

非常勤役員等

1万円×役員在任通算年数

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割り、1か月未満は1か月に切り上げる。

ただし、10万円を支給限度額とする。